

発議第2号

臂曲地区採石地の早期の緑化指導を求める要望書の提出について

標記の議案を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年5月31日

遊佐町議会

議長 土門 治 明 殿

提出者 遊佐町議会議員

賛成者 遊佐町議会議員

赤塚 英一
平間 知宏

(別紙)

臂曲地区採石地の早期の緑化指導を求める要望書

これまで長年問題となっていた採石業者による臂曲地区の採石事業の許認可について、最高裁判所から遊佐町の条例の適正化が認められ、その後の山形県の事業不認可に対する公害等調整委員会の結論も適切と認められました。

これにより、新たな採石事業の申請は難しくなりました。

しかし、これまで認可されてきた事業に対して、その後の植栽、緑化が適切になされてきていないのが現状です。

平野部から見える緑豊かな鳥海山を望む眺望は遊佐町のシンボルとなっていますが、その鳥海山山麓の採石場はと穴の空いたように地肌が確認され、植栽が適切に行われていないことがわかります。

これは、公害等調整委員会に申し立てられた裁定事件の争点の一つにもなっている「鳥海山の自然景観の悪化が生じ、地域の観光に危害を及ぼすといえるかで処分庁である山形県が述べている通り、「平成29年7月に緑化計画を見直すよう指導したあとも、申請人である事業者は何の対応もしていない」ことに他ならないと思います。

最高裁判所と公害等調整委員会の結論が適法であると結論が出た今、今後の開発行為に係る事業者の責任を明確にし、それに伴う条件を履行することの重要性を認識させるためにも、許認可権を持つ県が指導を強化することが重要と考えます。

町民をはじめ、多くの関係者が早期の現状復帰及び緑化を望んでおり、その思いと鳥海山の自然とその景観を守るべく、県による事業者に対しての臂曲地区採石場の早期緑化の指導の強化を強く求めます。

山形県知事 殿
山形県議会議長 殿
庄内総合支庁長 殿
産業経済部長 殿

令和5年5月 日
遊佐町議会
議長 土門 治明